

蒲郡市立特別支援学校のあり方（基本方針）

令和5年8月

蒲郡市教育委員会

目 次

1	蒲郡市の特別支援教育の考え方	1
2	蒲郡市の特別支援教育の現状と課題	4
	(1) 特別な支援が必要な児童生徒数の推移	4
	(2) 蒲郡市の特別支援教育の課題	5
3	蒲郡市内から特別支援学校へ通う児童生徒の現状と課題	9
	(1) 児童生徒の特別支援学校への通学状況	9
	(2) 現在の特別支援学校に通学している子どもの課題	10
4	教育委員会としての市立特別支援学校に対する考え方	12
	(1) 検討の経緯	12
	(2) 教育委員会としての基本方針	14
	(3) 今後の設置検討計画	17

1 蒲郡市の特別支援教育の考え方

蒲郡市の特別支援教育は、1950（昭和 25）年に形原小学校に「特殊学級」（健康上要注意の児童を対象）を各学年に 1 学級ずつ、計 6 学級を設置したことから始まった。1955（昭和 30）年に蒲郡南部小学校に「養護学級」（病弱・虚弱児特殊学級）が設置されたことを契機に、特殊教育の研究が本格的に始まり、1958（昭和 33）年には蒲郡南部小学校で「養護学級」に関する研究発表会が開催された。

さらに、1972（昭和 47）、1973（昭和 48）年の 2 年間、文部省と愛知県の「特殊教育推進地区」の指定を受け、特殊教育全般にわたって研究を進めた。当時の藤岡教育長は講話の中で、「特殊教育ということばから、一般教育に対する特殊なものという受け止め方がされがちであるが、実は、ひとりひとりをいかし、ひとりひとりの持つ独自の人格・特性に応じてこれを育てることが教育であるからには、むしろ特殊教育こそが教育の基盤であり、出発点であるべきであろう」と語られており、この言葉が、現在でも本市の特別支援教育の基本となっている。

市内の教員組織としては、1971（昭和 46）年に「蒲郡市特殊教育推進協議会」が発足し、「蒲郡市特別支援教育推進協議会」（以下、「特推協」という）と名称を変えながら、現在も引き続き障がいのある児童生徒に対する適切な教育を実施するために、特別支援教育の進展充実に努めている。1972（昭和 47）年発行された「判別の手引き」も、「教育支援の手引き」として、2022（令和 4）年 4 月に「十一訂版」として発行され、子どもたちへの適切な教育支援に対する共通理解の資料となっている。

「教育支援の手引き」の冒頭には、

- 教師が一人一人の子どもが伸びる可能性を見限ってはならない。
- どう支援していくことがこの子の幸せにつながるかを真剣に考える。

という、本市の特別支援に対する変わらない基本的な心構えが示されている。

このように本市においては、子どもたちの個々の成長を願い、教師が真剣に一人一人の子どもたちに寄り添っていく教育を推進してきた。

一方で、社会的な変化の中で、新しい特別支援教育の在り方について大きな動きが見られてきている。2021（令和 3）年 1 月に有識者会議報告及び中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」が取りまとめられた。

その中の「新時代の特別支援教育の在り方について」の基本的な考え方として、

- 特別支援教育への理解・認識の高まり、制度改正、通級による指導を受ける児童生徒の増加等、インクルーシブ教育の理念を踏まえた特別支援教育をめぐる状況の変化

- 通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に推進

とされており、そのための方策として

- 障がいのある子どもの学びの場の整備・連携強化
- 特別支援教育を担う教師の専門性向上
- 関係機関との連携強化による切れ目ない支援の充実が必要とされている。

さらに、2022年（令和4）年3月には、文部科学省において設けられた有識者会議である「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」より「これからの特別支援教育を支える学校施設の在り方について～子どもたちが共に学ぶ場、多様な学びの場にふさわしい環境づくりを目指して～」が報告としてまとめられている。その冒頭に「我が国の特別支援教育に関する基本的な考え方」として、以下のように記されている。

「特別支援教育は、障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。また、特別支援教育は、障害のある子どもが在籍する全ての学校において実施されるものである。

特別支援教育については、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システム（※1参照）の理念を構築することを旨として行われることが重要であり、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律や、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）も踏まえ、全ての子どもたちが適切な教育を受けられる環境を整備することが重要である。」

※1 「インクルーシブ教育システム」

人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

以上のことから、国の特別支援教育に対する基本的な考え方として。

- 子どもたち一人一人に合わせた適切な支援
- インクルーシブ教育システムの推進
- 全ての子どもたちに対する共生社会に対する教育環境の整備

が求められているといえる。

本市としては、今まで培ってきた本市としての特別支援に対する基本的な考え方である「子どもたちの個々の成長を大切にしながら、教師が真剣に一人一人の子どもたちに寄り添っていく」、「新時代の特別支援教育」を実現していく必要がある。

本市において、「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」するためには、インクルーシブ教育の理念を踏まえながら、連続した多様性のある学びの場が必要であり、そのためにも、本市としても特別支援教育の今後の核となる特別支援学校の設置に向けた具体的な検討の必要性がある。本方針はその「蒲郡市立特別支援学校」の設置に向けた基本的な考え方を示すものである。

2 蒲郡市の特別支援教育の現状と課題

(1) 特別な支援が必要な児童生徒数の推移

本市の市立小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒数は、ここ数年は微増であるが、15年前と比較すると3倍以上になっている。児童生徒全体における特別な支援が必要な児童生徒の割合も、4倍近くまで増加してきている。(別表1参照)

(別表1) 蒲郡市小中学校特別支援学級在籍者数及びクラス数の推移

校種	内訳	2007年度 (平成19)	2013年度 (平成25)	2018年度 (平成30)	2020年度 (令和2)	2022年度 (令和4)
小学校	人数	54	104	184	203	199
	クラス数	21	28	39	49	48
中学校	人数	30	35	61	63	68
	クラス数	10	12	18	17	20
合計	人数	84	139	245	266	267
	クラス数	31	40	57	66	68
特支割合※		1.2%	2.1%	4.4%	4.3%	4.5%

※ 特支割合…児童生徒全体における特別な支援が必要な生徒の割合

また、令和4年度に特別支援学級に在籍している児童生徒の障害種の内訳は、多くが「知的障害」と「自閉症・情緒障害」が大部分を占めているが、「肢体不自由」の児童生徒も一定数が在籍している。(別表2参照)

(別表2) 令和4年度蒲郡市小中学校特別支援学級障害種別内訳

校種	内訳	知的	自・情	肢体	難聴	病弱	弱視
小学校	人数	93	98	5	1	1	1
	クラス数	20	20	5	1	1	1
中学校	人数	38	26	3	1	0	0
	クラス数	8	8	3	1	0	0

一方で、障がいの程度が重く、本市から県立特別支援学校(※2参照)に通学している児童生徒数は、ここ数年は、増加してきている。特に知的障害を障害種とする豊川特別支援学校に本市から通学している児童生徒数は、ここ数年で、ほぼ倍増となっている。(別表3参照)

※2 「県立特別支援学校」

蒲郡市から児童生徒が通学している県立特別支援学校

豊川特別支援学校 障害種：知的障害 所在地：豊川市平尾町

豊橋特別支援学校 障害種：肢体不自由 所在地：豊橋市西口町

岡崎特別支援学校 障害種：肢体不自由 所在地：岡崎市本宿町

※「肢体不自由」については、2023（令和5）年度現在、豊橋特別支援学校が本市における就学指定校となっているが、2024（令和6）年度に予定されている岡崎特別支援学校の岡崎市美合町への移転に伴い、本市の児童生徒の就学指定校は岡崎特別支援学校となる予定である。

（別表3）本市から県立特別支援学校に通学している児童生徒数

学校名	学 部	2007年度 (平成19)	2013年度 (平成25)	2018年度 (平成30)	2020年度 (令和2)	2022年度 (令和4)
豊川特別 支援学校 (知的)	小学部	11	14	9	19	25
	中学部	8	11	10	14	14
	高等部	19	18	13	14	23
	計	38	43	32	47	62
豊橋特別 支援学校 (肢体)	小学部	2	2	4	3	7
	中学部	1	2	1	1	0
	高等部	5	3	2	2	3
	計	8	7	7	6	10
岡崎特別 支援学校 (肢体)	小学部	5	6	1	1	1
	中学部	1	3	0	0	0
	高等部	0	2	3	1	1
	計	6	11	4	2	2
合 計		52	61	57	68	74

（2）蒲郡市の特別支援教育の課題

本市における特別支援教育の主な課題は以下の点が挙げられる。

① 連続性のある「学びの場」の整備

障がいのある子どもたちにとっての「学びの場」については一般的に以下の4つに分類される。

ア 特別支援学校

障がいのある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けること目的とする学校。

【対象障害種】

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）

イ 特別支援学級

小学校、中学校等において以下に示す障がいのある児童生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級。

【対象障害種】

知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障害者、自閉症者・情緒障害者

ウ 通級による指導

小学校、中学校、高等学校等において、通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障がいに応じた特別の指導を行う指導形態。

【対象障害種】

言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

エ 通常の学級

小学校、中学校、高等学校等にも障がいのある児童生徒が在籍しており、個々の障がいに配慮しつつ通常の教育課程に基づく指導を行っている。

文部科学省としては、このような障がいのある子どもたちの「学びの場」について、「障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を行うとともに、障害のある子どもの自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の整備」が必要であるとしている。

本市における「連続性のある多様な学びの場の整備」を進めるうえでは、特別支援学校との連続性という課題がある。現在の小中学校において、「通常学級」⇔「通級指導」⇔「特別支援学級」といった連続性は、同一学校内での取り扱いになるため、その子どもの状況に応じて、柔軟な変更をしながら対応をしている。しかし、特別支援学校については、市内に設置されていないため、就学後は小中学校と特別支援学校間において日常的な情報共有は行われていない。また学校の変更についても、通学方法が大きく変わることは障がいのある子どもたちにとって大きな負担になることもあり、学校の変更をするうえで高いハードルとなっている。このように、現状では「特別支援学級」⇔「特別支援学校」の個に応じた就学の柔軟性に課題があるといえる。

② 個に応じた支援体制の整備

文部科学省が2022(令和4)年12月13日に発表した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」において『学習面又は行動面で著しい困難を示す』とされた児童生徒数の割合は8.8%となっている。本市では、小中学校の全学年を35人学級としているため、計算上では各クラスに3人程度の「特別な支援が必要な児童生徒」がいることになる。そのような環境において、クラスの中で担任教員が一人で適切な指導を行っていくには大きな困難が伴っている。そのような状況を補うために、特別な支援が必要な子どもたちのために、特別支援学級補助員を市費で任用をし、個々の子どもたちの困り感に寄り添うことができる体制を整備しつつあるが、市全体で26名の配置となっており、十分なサポートができない状態である。

通級指導においては、希望をする児童生徒数は年々増加している。特に年度途中から希望をする児童生徒も毎年存在する。しかしながら、担当する教員が十分配置できずに、希望をする児童生徒が通級指導を受けることができない場合もある。

また特別支援学級においても、同一障害種で8名までを一つのクラスとして一人の担任が受け持つことになっている。そのような状況で、特に自閉症・情緒障害の学級では、子どもたち8名を担任一人が指導していくのは非常に困難であり、特別支援学校と同程度に、1クラス当たりの児童生徒数を6名とすることが必要であるといえる。

③ 特別支援学級担当教員の専門性の向上

特別な支援を必要とする子どもたちの増加に伴い、小中学校の特別支援学級数も増加している。そのため、担任をする教員の数も必要になってきている。新たに特別支援学級を担当する教員も増加しているため、特別支援教育に対する「専門性」の向上が課題となっている。本市では、専門性向上研修として、初任者を対象とした「特別支援学級初任者研修会」、支援学級担当者全員に対する「通級指導教室担当者会および特別支援担当者研修会」を行っている。

また、県が主催する様々な研修会を通じて専門性を高めているが、「保護者アンケート」では、担当する教員に対して更なる専門性を求める声が少なくない。専門性を高める方策として県立特別支援学校の教員による巡回指導が行われるが、回数が限られているため、市内で半数の学校が1年間で1回程度の指導を受けるのみにとどまっている。

また、特別支援教育に対する全教職員への理解を高めることにより、担当教員だけでなく、全教職員でそのような子どもたちをサポートしていける体制づくりも必要である。

子どもたちの障がいは、適切な療育や指導を受けることによって、改善して

いくため、個々の状況に応じた適切な支援を受けることのできる体制づくりが必要である。特に本市の特別支援教育にとって、重い障がいのある子どもたちにとっての「学びの場」である「特別支援学校」が市内に設置されていないことによって、学びの場が固定化し、「学びの連続性」が失われがちである。

また、小中学校の中での「学びの場」においては、上記のように、特別支援学級1クラス当たりの児童生徒数によっては、担任教員の負担が大きくなるが、それをサポートするための補助員の数も十分であるとは言えない状況である。

子どもたちにとって、個別最適な支援体制のためには、「特別支援学校」を含めた多様な「学びの場」の整備と、それぞれの学びを支えるために十分な人的な配置と担当する職員に対する十分な研修体制を整え、専門性のある支援体制を整備していく必要があるといえる。

3 蒲郡市内から特別支援学校へ通う児童生徒の現状と課題

(1) 児童生徒の特別支援学校への通学状況

現在、本市の就学指定校である豊川特別支援学校及び、豊橋特別支援学校の小中学部の児童生徒の通学に対しては、市内のバス発着所からスクールバスが運行されている。就学区域外の岡崎特別支援学校については、本市発着のスクールバスの運行はされていないため、すべて保護者の送迎となっている。

2022（令和4）年7月に市内から特別支援学校に通学している保護者及び、療育を受けている児童の保護者を対象に「蒲郡市の特別支援教育に関するアンケート調査」（以下、「保護者アンケート」）を実施した。（回答者83名）

調査回答者の内、特別支援学校に通学している児童生徒（39名）の約74%が送迎用のスクールバスを利用している。（別表4参照）そして、特別支援学校に通学している児童生徒の約36%の児童生徒が1時間以上の「長時間通学」となっている。（別表5参照）

(別表4) 「特別支援学校に通っている子どもたちの通学方法について」（往路）



(別表5) 「特別支援学校に通っている子どもたちの通学時間について」



保護者アンケートの中の、児童生徒の通学に関する意見には「学校まで1時間以上かかるため、子どもの体調などで保護者が送迎しなければならない時の負担が大きい」「毎朝バス停まで20分以上さらにかかっている」といった、保護者の負担の大きさや、「(遠距離のため)災害時にはどのようなことになるのか想像もつかない」といった不安の声が多数寄せられていた。このように、本市から特別支援学校に通学している子どもたちの通学については、保護者と子どもたちの双方に大きな負担がかかっている。

それに対する愛知県の考え方としては、「蒲郡市の子どもたちが、他地区の子どもたちと比較して、特に『長時間通学』となっているとは言えない」との回答がされている。

(2) 現在の特別支援学校に通学している子どもの課題

現在、特別支援学校に通学している子どもたちの課題としては、前述した「通学時間の問題」の他にも、以下のような課題がある。

① 本市の支援体制における「空白期間」の存在

「保護者アンケート」の中には、「就学前に通わせる場所はあるが、その後が市外になってしまうのが悩みである。」という声があるように、保護者の多くは、就学前から就労までの一貫した支援体制を求めている。しかしながら、現在、本市には就学前の療育施設として児童発達支援センターがあるが、就学後の支援を行う公的な施設が市内には存在しない。障がいのある子どもの保護者の中には、就学前から就学期間までの一貫した支援を求めているが、本市にはそのような体制がないために、一貫した支援体制のある市外に生活の拠点を置かざるを得ない方もいる。

② 地域コミュニティと関係性の構築

「保護者アンケート」には、「蒲郡では支援学校と聞いても全く想像できない人が多いと思います。市内に支援学校があることで、支援学校の様子が発信されたり、外から見られたりすることで、『あの子はあそこの支援学校に通っている子ね』と、地域でのその子への理解も深まると思います。地域で障害児一人一人の存在が認知され、理解されることが大事です。」といった意見も寄せられた。子どもたちにとって人間関係を構築していく小中学校の段階で、地域から離れて、地域にとって、あまりなじみのない特別支援学校に行くことにより、その子の存在が地域から薄れてしまうということがある。これにより、特別支援学校を卒業後に地域に戻ってきて、そこから地域の中での人間関係を構築していくことは、障がいのある子どもたちにとっても難しいことである。

障がいのあるなしに関わらず、全ての子どもたちが、地域の中で、地域とともに育つことのできる教育環境の整備が必要であるといえる。

③ 放課後等デイサービスなどのサポート施設の整備

障がいのある子どもを育てていくためには、放課後等デイサービスなどのサポート施設の充実が不可欠である。現在、蒲郡市には8箇所の放課後等デイサービスの事業所が運営されている。しかし、その障害種別は知的障害及び発達障害となっており、肢体不自由児を専門とする放課後等デイサービスは市内では運営されていない。障害種に関わらず、障がいのある子どもを保護者が安心して預けることのできる事業所のさらなる充実が必要である。

④ 就労支援の充実

本市では「障がい者支援センター」を中心に、障がいのある人たちの就労サポートを積極的に行っている。しかし、特別支援学校の高等部が市外にあるため、就労のための情報連携が難しい一面もある。「保護者アンケート」にも「特別支援学校卒業後の就労先に苦労した」「就労継続支援 A 型、B 型の施設がもっと必要である」といった意見が寄せられている。障がいのある子どもたちが自立をして生活をしていくためにも、このような事業所の整備や、一般企業の雇用先の確保が必要となっている。

障がいのある子どもたちや保護者にとって、長時間通学は大きな負担である。本来であれば、より専門的な療育や支援を受けた方が良い子どもであっても、通学の負担を考えて市内の特別支援学級を選択せざるを得ない場合もある。子どもたちが個の状況に応じて、最適な教育を受けることができる体制づくりのためには、障がいがある子どもたちにとって、より専門的な療育や支援を受けることのできる施設が市内にも必要である。それにより、障がいの有無に関わらず、地域にとって大切な存在である子どもたちを、その地域の中で責任をもって育てていくことが、これからの教育にとって必要なことである。

そのためには、行政と民間企業がしっかりと連携し、この蒲郡市の中で、障がいのある子どもたちが、就学前の療育から就労まで、適切な支援を受けることができる体制が必要であり、そのためにも『まちぐるみ』で子どもたちを育てていく」ことの大切さを行政、民間企業、地域住民が共通認識していく必要がある。

4 教育委員会としての市立特別支援学校に対する考え方

(1) 検討の経緯

蒲郡市教育委員会としては、障がいのある子どもたちが市内においても適切な教育を受けることができるために、市内に特別支援学校の設置が必要であると考え、愛知県教育委員会に対してこれまでも継続的な働きかけや、本市関係部局を交えた協議を行ってきた。

2018(平成30)年には東三河教育事務所長の同席のもと、学校教育監と担当指導主事が、所管部局である愛知県教育委員会特別支援教育課を訪問し、特別支援学校分教室等の設置について相談を行った。しかし県としては、本市においての行政、議会、市民の理解不足などから、設置について検討されることはなかった。

① 愛知県教育委員会への県立特別支援学校設置要望

このような状況を踏まえ、市内への特別支援学校の設置に向けて以下のように取り組みを行ってきた。

《2020(令和2)年度》

- 7月～8月 特別支援学校通学児童生徒保護者アンケート実施
- 10月 同 結果集約
- 11月17日(火) 福江高校 潮風教室視察
- 11月27日(金) 県教委訪問
- 1月27日(水) 豊川特別支援学校視察
- 2月16日(火) 県教委学習教育部長面談

《2021(令和3)年度》

- 4月2日(金) 愛知県教育委員会教育長面談
- 8月18日(水) 県教委(事務局長、事務局次長、義務教育課長)訪問
- 11月19日(金) 県教委(事務局長、事務局次長、学習教育部長・特別支援教育課長・義務教育課長)訪問
- 1月20日(木) 県教委教育長に要望書提出(市長、教育長、関係者)

2022(令和4)年1月20日に蒲郡市内に県立特別支援学校を設置する要望書を提出した。しかし、当時の教育長からは、

「愛知県としては、これまで知的障害の特別支援学校については児童生徒の人数の増加の問題、肢体不自由の特別支援学校については、児童生徒の長距離通学の問題があり、それに愛知県としては、山嶺・潮風分教室を設置するなど対応してきており、現状では解消していると考えている。豊川特別支援学校においても、現在では教室不足となっていない。

また、市立で特別支援学校を設置した豊橋市、刈谷市、瀬戸市に対しては、

県としても建設費等の補助を行ってきている。

このような状況の中で、県としては蒲郡市の現状は「課題」として認識していない。長時間通学についても、蒲郡市よりも大変な条件の市町は他にもある。そのような中で、来年検討している「つながりプラン」に蒲郡市に県立特別支援学校を設置すると記載していくことは難しい。

つまり、県立の特別支援学校を蒲郡市内に設置することは難しい。」

という回答であった。

② 市立特別支援学校設置に向けた検討

このような県教委からの回答を受けて、県立ではなく、市立での特別支援学校設置の研究を以下のように行った。

《2022(令和4)年度》

5月16日(月) 豊川特別支援学校視察

5月26日(木) 豊橋市立くすのき支援学校視察

7月6日(水) 蒲郡市の特別支援を考える会(第1回)

7月8日(金) 蒲郡市の特別支援教育に関するアンケート調査実施

7月20日(水) 瀬戸市立瀬戸特別支援学校(さくらんぼ学園)視察

7月22日(金) 蒲郡市の特別支援を考える会(第2回)

8月23日(火) 県教委(教育長、事務局長、特別支援教育課長)訪問

10月6日(木) 県教委(財務施設課長)訪問

10月18日(火) 蒲郡市の特別支援を考える会(第3回)

11月8日(火) 市長部局との調整会議

11月22日(火) 県教委(事務局長、教育管理監、特別支援教育課長、財務施設課長)訪問

「蒲郡市として、特別支援教育をどのように考え、またその中核ともなる『特別支援学校』についてどのように考えるか」ということについて検討を行ってきた。2022(令和4)年6月の本市定例市議会の一般質問の答弁において、壁谷教育長が市立特別支援学校の設置について「夏頃までに教育委員会としての考え方をまとめる」と答弁をした。

この答弁を受けて、市内の障がい者支援団体を含めた関係機関と「蒲郡市の特別支援教育を考える会」として3回の検討を行った。会の中では、本市の特別支援教育の課題について検討がされたが、その検討事項の中心となったのが「市内への特別支援学校の設置」であった。このような関係機関との検討を踏まえて、2022(令和4)年8月23日に愛知県教育委員会教育長を訪問し、「蒲郡市としての市立特別支援学校に対する考え方について意見交換を行った。このような意見交換も踏まえて、教育委員会として「市立特別支援学校の整備」に対する考え方をまとめたうえで、2022(令和4)年11月に市長部局との調整会議

を行い、設置の合意を得て、本市として「市立特別支援学校の整備に向けた考え方」を以下のように整理した。

③ 市立特別支援学校設置に向けた説明

2022(令和4)年12月の本市定例市議会の一般質問の答弁において、壁谷教育長が教育委員会としての「市立特別支援学校に対する考え方」について「障がいの有無に関わらず、互いに理解する共生社会を実現するため、障がいのある子どもと障がいのない子どもが日常生活の中で触れ合う機会が必要であり、市内の老朽化した小学校を建て替える際、敷地内に特別支援学校の小中学部を市立で設置していく」という主旨の答弁を行った。同様に、12月21日の総合教育会議において、市立で特別支援学校の小中学部を設置していくことを教育委員会、市長の両者において確認をした。

(2) 教育委員会としての基本方針

蒲郡市において「市立特別支援学校」を設置していく基本的な考え方（基本方針）は以下の通りである。

① 市立特別支援学校設置の必要性

ア 対象児童の増加

特別な支援が必要な児童生徒の数は、別表3のように、年々増加してきている。小中学部の児童生徒（知的障がい）の数も増加しており、その数は今後も増える見込みである。（別表6参照）

（別表6）

		2018(平成30)年度			2022(令和4)年度			2026(令和8)年度		
全体		19			39			64		
増加率		(基準)			200.5%			336.8%		
内 訳		小	中	計	小	中	計	小	中	計
豊川特支	知的	9	10	19	25	14	39	39	25	64

※ 令和8年度の見込人数は、現時点で療育を受けており、特別支援学校入学を希望している子どもの数、及び現在特別支援学級に入級しており、療育手帳を持っている子どもの数も計上。

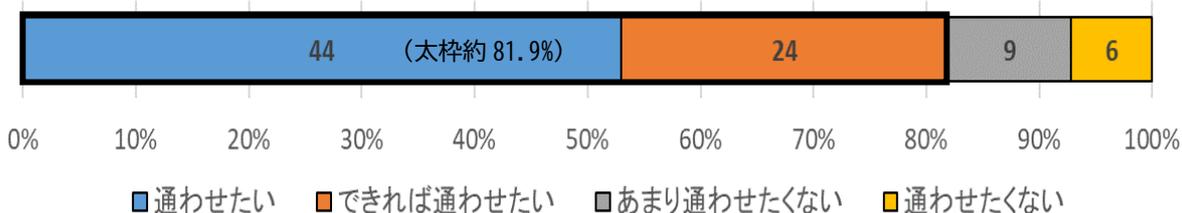
イ 関係者の要望

▶ 保護者の要望

「保護者アンケート」によると、「蒲郡市に特別支援学校があれば通わせたいか?」という問いに対して、81.9%の保護者が「通わせたい」、「できれば通わせたい」と回答している。（別表7参照）

(別表7)

「蒲郡市内に特別支援学校が設立された場合に、お子さんを通わせたいと思いますか。」



▶ 関係者（障がい者支援団体）からの要望

「蒲郡市の特別支援教育を考える会」において、障がい者支援団体の方からは、「単独の特別支援学校を望むのではなく、既存の学校との併設によるインクルーシブ教育が必要である」という意見が出されている。

ウ 「共生社会」の実現

▶ インクルーシブ教育の推進

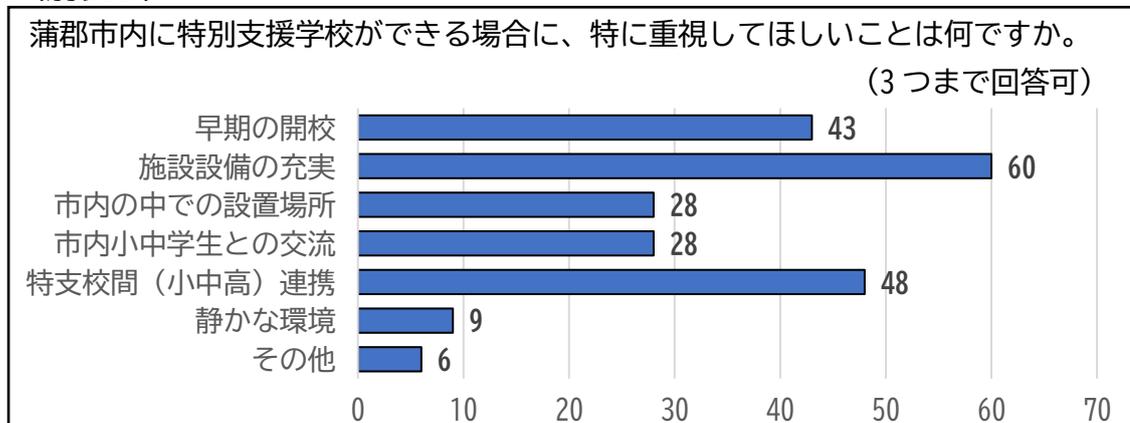
国連より、日本の特別支援教育の「分離教育」に対する廃止が勧告されている。そのため単独での特別支援学校よりも、既存の学校との併設によるインクルーシブ教育の実現が求められる。

② 設置に対する基本方針

ア 就学前から就労までの一貫した支援体制の構築

- ▶ 「保護者アンケート」の中でも「小中高の連携」を望む声が多い。（別表8参照）
- ▶ 小中高連携のためにも、市立特別支援学校を卒業する子どもの受け皿として、市内の県立高校に特別支援学校の分教室（高等部）の設置を県に要望していく。
- ▶ 受入れ障害種についても県が設置する特別支援学校分教室（高等部）と歩調を合わせる。

(別表8)



イ インクルーシブ教育の推進

- ▶ インクルーシブ教育を通じて、障がいの有無に関わらず子どもたちが、お互いの違いを認め合いながら低年齢時より一緒に生活することにより、「共生社会」の実現につながる。
- ▶ インクルーシブ教育は、学校での日常生活において子どもたちの自然なかかわりや行事等を中心に行い、双方の子どもたちにとって無理なく行われるように留意する。
- ▶ コミュニティ・スクール等を推進することにより、地域の教育に対する主体性を高め、障がいの有無に関わらず、地域の中で地域の子どもたちを育てていく「地域の中でのインクルーシブ」を進める。
- ▶ インクルーシブ教育に関わる学校、行政、関係機関、地域の連携を深め、一体的に推進を行う。

ウ 市財政負担への考慮

- ▶ 市立特別支援学校の整備については国だけでなく、県からの補助も期待できることから、国及び県からの補助を最大限活用するために、今後予定される小学校の更新時に併設とする。

③ 市立特別支援学校整備計画

- ・ 市内の小学校建て替え時に、市立特別支援学校（知的障害※1）を併設する。
 - ・ 開校年度については、蒲郡市公共施設マネジメント実施計画に基づく地区個別計画を踏まえた小学校の更新計画を考慮しつつ、早期の設置を目指す。
- ※1 小中高の一貫した支援体制を考慮し、知的障害を対象とするが、社会情勢等の変化に応じて適宜検討を行う。

④ 市立特別支援学校設置による効果

ア 市の教育施策の象徴

市立特別支援学校の設置は、「目的」ではなく「手段」であり、障がいの有無に関わらず、市内で生活する「すべての人が暮らしやすいまちづくり」であり、市立特別支援学校の設置表明はその「シンボル」となる。

イ 就学前から就労までの一貫した支援体制の確立

蒲郡市には、現在、就学前の児童発達支援事業、就労支援時の障がい者支援センターはあるが、小学校入学から高等学校卒業までを支援する特別支援学校が存在しない。市内に特別支援学校ができることにより、就学前から就労まで、空白期間のない一貫した支援体制を整えることができる。

ウ 就学に係る関係機関の連携強化

保護者の就学時相談の中で、市と県（特別支援学校）が、それぞれの立

場から異なる教育支援方針を示した場合、保護者がそれぞれの教育支援に対し、判断に迷うということがある。特別支援学校が市立になることにより、就学相談窓口である市教委と特別支援学校との連携が深まり、保護者が安心して就学相談ができる体制を整えることができる。

エ 特別支援教育のセンター的役割

市立であっても特別支援学校の教職員は県立学校から派遣される。市内に特別支援学校があることによって、小中学校の教員との積極的な交流(人事・研修等)が行われることにより、特別支援教育指導に対する教員の専門性の向上につながる。また、これまで以上に巡回指導も行うことができ、子どもたちにとって、より適切な指導を受けることができるようになることが考えられる。

オ 小中学校との連携強化

特別支援学校が市内に設置されることにより、特別支援学校の子どもたちが、自分の地域の小中学校との居住地交流も行いやすくなり、地域の他の子どもたちとの関わりも深めることができる。また市立での特別支援学校が設置されることにより、市として居住地交流をさらに発展させた「副籍」の制度を導入し、継続的に交流を通じて地域とのつながりの維持や継続を図ることも検討できるようになる。

カ 支援事業所の整備

就学前から就労までの切れ目のない支援体制を構築するためには、各事業所(放課後等デイサービス、就労先事業所の受け入れ体制等)の協力が不可欠である。具体的な市立特別支援学校設置計画を早期に内外に示すことによって、各事業所の協力支援体制の早期の整備につなげることができる。

(3) 今後の設置検討計画

市立特別支援学校の具体的な設置計画(開校年度、設置校等)は、本基本方針を踏まえながら関係各所との協議を行い決定する。

① 設置校となる候補校の基本方針

教育委員会として、市立特別支援学校を現存する小学校と併設するうえで、以下の考え方を基本方針とする。

通学に対する負担軽減に留意する

市内に特別支援学校を設置するうえで、現状では、スクールバスの運行は予定していない。そのため、児童生徒の通学を考慮したときには、市内のどこからでも公共交通機関の便もよく、自力通学を含めて、通学がしやすい場所に設置することが望まれる。また、緊急時の保護者の送迎を考慮

した場合に、市内のどこからでも送迎ができる場所が望ましいと考える。そのため、できるだけ市内中央部の小学校に併設をしていくことが望ましい。

② 教育委員会としての設置候補校

教育委員会として上記の条件を満たす候補となる小学校は、以下の4校であり、それらの学校を以下の3つの評価視点で整理を行った。

評価視点

- ア 交通の便 自家用車で通学する場合の周辺の道路状況、及び、自己通学をする子どもたちのために主要駅からの距離について視点とした。
- イ 敷地の広さ 特別支援学校を併設するために必要な敷地が確保できるか、地区個別計画を含めて視点とした。
- ウ 建替の必要性 校舎の建築年数や、実際の劣化具合も考慮し、視点とした。

候補校評価

▶ 蒲郡南部小学校

ア 交通の便

市内の中心部に位置しており、市内のどの地区からも大きな負担がなく通学が可能であるが、周辺の道路が狭く、一方通行が多い。そのため、保護者等の送迎に対して混雑が予想され、事故等の危険が生じる恐れがある。



イ 敷地の広さ

地区個別計画においては、他に大きな公共施設との集約化も計画されていない。また、敷地は広いが、特別支援学校を併設するにあたり、校舎施設の拡充が必要となる。

ウ 建替の必要性

校舎の建築年度や、老朽化具合は中程度で、他の学校と比較し、著しく緊急度が高いとは言えない。

▶ 中央小学校

ア 交通の便

市内中央部に位置し、交通の便が良い。隣接する市民体育センターの駐車場も必要に応じて有効利用が可能であると考えられ、保護者や放課後等デイサービスの送迎車の対応も問題がない



と考えられる。

イ 敷地の広さ

保育園との合築が計画されているが、敷地的に余裕があるとは言えないため、特別支援学校の併設においては建築上の工夫が必要である。

ウ 建替の必要性

建築年度は比較的新しいが、校舎そのものの老朽化は進んでおり、緊急度としては中程度と考えられる。

▶ 蒲郡北部・西部小学校

ア 交通の便

現在の中部中学校に移設が計画されている。自家用車での通学は市内どこからでも問題はないと考えられるが、蒲郡駅から距離があるため、公共交通機関を使用して通学する児童生徒への対応策の検討が必要である。



イ 敷地の広さ

小学校2校と保育園・公民館・児童クラブとの合築が計画されているが、現在中央小学校を含めた児童生徒数を受け入れているため、敷地的には問題はない。

ウ 建替の必要性

蒲郡西部小学校の児童数の減少により、早期に学校の統合の検討を進める必要があり、小学校は建築年度が古い校舎もあることから、学校再編の優先度は高いといえる。

▶ 竹島小学校

ア 交通の便

市内の中央部に位置するため、比較的に通便は良い。

イ 敷地の広さ

地区個別計画では、現在、学校敷地内に併設している府相公民館に加えて、府相保育園も合築する計画となっている。保育園児との交流ができる一方で、敷地面での不安がある。



ウ 建替の必要性

校舎は比較的新しく、公民館を令和2年に併設設置したばかりであり、校舎建替の緊急性は低い。

以上の視点で各案を検討した。その中でも、蒲郡南部小学校は周辺の道路状況による事故の危険性、竹島小学校は、敷地の制限と建替えの緊急性の低さが問題であると考えている。そのため、教育委員会としては、中央小学校と蒲郡北部・西部小学校が候補と考えられる。

教育委員会としては、これらの施設の改築の際に、特別支援学校を併設していくことにより、併設された学校を、障がいのある子と障がいのない子が日常生活を通じて交流でき、かつ、個別最適な学びが可能な「インクルーシブ教育」を実践する学校として、本市における「新時代の特別支援教育」を推進していきたい。その実現のためには、できるだけ早い時期に設置することが望ましいと考える。それにより、子どもたちが、障がいのある子もない子も、お互いの違いを理解し、お互いを受け入れ合い、本市において「共生社会」を実現していく存在として成長していくことを願っている。そして、蒲郡市の特別支援教育がこれまで大切にしてきた「一人一人の子どもの『伸びる可能性』」を信じ、子どもの幸せを真剣に願い、寄り添い続ける」ことを忘れることなく、全ての子どもたちがよりよく生きることのできる「ウェルビーイング」を実現するために、この市立特別支援学校を、本市における「共生社会」の象徴として、新時代の特別支援教育を通じた「まちづくり」を推進していきたい。